



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年11月16日(火) 号外(第2号)

目次

	ページ
規 則	
○群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則(財産有効活用課)	2
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計管理課)	2
訓 令	
○群馬県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令(財産有効活用課)	2

■規則

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年十一月十六日

群馬県規則第四百十六号

群馬県公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

群馬県公有財産事務取扱規則(昭和六十一年群馬県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第十条の表注中「を、」を「をいい(次項において同じ。)、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 行政組織規則第十九条に規定する副部長、技監、局長及び参事(課長を除く。)は、前項の規定により部長が専決することができる事務のうち、あらかじめ部長が指定した事項について専決することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県知事 山本 一太

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月十六日

群馬県規則第四百十七号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。第四条に次の一項を加える。

3 行政組織規則第十九条に規定する副部長、技監、局長及び参事(課長を除く。)は、第一項の規定により部長が専決することができる事務のうち、あらかじめ部長が指定した事項について専決することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県知事 山本 一太

■訓令

群馬県訓令甲第十三号

群馬県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年十一月十六日

群馬県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令
群馬県知事 山本 一太

群馬県職員勤務発明規程の一部を改正する訓令

群馬県職員勤務発明規程(昭和三十年群馬県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 群馬県行政組織規則第十九条に規定する副部長、技監、局長及び参事(同条第一項に規定する課長を除く。)は、前項の規定により部長が専決することができる事務のうち、あらかじめ部長が指定した事項について専決することができる。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

専門機関

群馬県庁
地域機関

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
